

部会の設置に関する規則

(平成24年5月14日規則第2号)

(最終改正 平成24年11月7日)

(目的)

第1条 この規則は、部会の設置に関する規程3条及び12条に基づき、日本組織内弁護士協会の設置する各部会の区割り及び理事会からの委嘱事務の実施等に関し必要な事項を定める。

(部会の区割り)

第2条 各部会の区割りは別表記載のとおりとする。

(所属部会が判然としないときの措置)

第3条 正会員の所属すべき部会が判然としないときは、関係する部会の部会長が協議して所属する部会を決する。

(委嘱事務の実施)

第4条 理事会からの委嘱事務の実施方法については、各部会においてそれぞれ定める。

別表

部会	業種
第1部会	鉄鋼、非鉄金属、化学、ゴム、繊維、紙・パルプ、ガラス・土石
第2部会	日本銀行、銀行、信用金庫、信用協同組合、証券、商品先物取引、資産運用・投資顧問、預金保険機構、証券取引所、リース、信販、信用保証、その他金融
第3部会	情報通信、電気通信、携帯電話、情報技術、ネットサービス、ソフトウェア、ゲーム、マスメディア、出版、広告、エンターテインメント、著作権等管理事業
第4部会	行政庁、地方公共団体、独立行政法人、教育機関
第5部会	機械、電気機器、精密機器、輸送用機器、金属製品
第6部会	医薬品、医療機器、医療機関、医療サービス、介護サービス
第7部会	不動産、建設、住宅、建材・住宅設備、エネルギー、水道
第8部会	食品、アパレル、生活雑貨、印刷、卸売り、小売り、物流、運輸、旅館、飲食、レジャー、テーマパーク、警備、その他製造・サービス（他の部会に属するものを除く）
第9部会	生命保険、損害保険、特殊保険

第10部会	商社、監査法人、コンサルティング、シンクタンク、再生支援、農業協同組合、漁業協同組合、その他経済団体
-------	--

附則

第1条 この規則は、平成24年5月14日から施行する。

附則

第1条 この規則は、平成24年12月1日から施行する。